

岐阜県公報

号外(一) 令和五年三月二十二日

目次

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	三
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	四
岐阜県等設置条例の一部を改正する条例	(同)	四
岐阜県等設置条例の一部を改正する条例	(地 域 振 興 課)	四
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例	(環 境 生 活 政 策 課)	四
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(医 療 整 備 課)	五
岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例	(国民健康保険課)	五
岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	(障 害 福 祉 課)	五
岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	(子 育 て 支 援 課)	六
岐阜県認定子ども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例	(子 ども 家 庭 課)	一〇
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(産 業 技 術 課)	一〇
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(畜 産 振 興 課)	一〇
岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(家 畜 防 疫 対 策 課)	一一
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環 境 管 理 課・建 築 指 導 課)	一一
宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(建 築 指 導 課)	一二
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(交 通 規 制 課)	一五
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(議 事 調 査 課)	一五
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例		

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 「岐阜県職員退職手当条例」に基づく退職手当の支給に必要な財源に充てらるため、岐阜県職員退職手当基金を設置することとした。(第一条関係)
 - 岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金の名称及び目的を次のとおり変更することとした。(第一条関係)
 - 名称 岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症等対策基金
 - 目的 県有施設の整備及び県有施設の整備の財源とした県債の償還並びに新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策に必要な財源に充てるため
 - この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二号)
- 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を一人減員することとした。

(内訳)

 - 増員するもの
 - 知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。) 三七人
 - 減員するもの
 - 学校 三八人
 - 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を二三人増員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校

一一一人

2 特別支援学校

二人

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第三号)

一 観光国際部を設置することとした。(第一条及び第二条関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例(条例第四号)

一 清流の国ぎふ大学生等奨学金を増額することとした。(第四条関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五号)

一 大学、高等学校等の在学生が申請する場合に狩猟免許申請手数料を半額にする特例について、その適用期間を五年延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例(条例第六号)

一 岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止することとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例(条例第七号)

一 岐阜県国民健康保険広域化等支援基金を廃止することとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第八号)

一 「岐阜県家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター使用料徴収条例

2 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例

3 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第九号)

一 児童に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の五条例について、省令等の改正内容に準じた改正を行うこととした。

1 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例

2 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

3 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

4 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

5 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 産業技術総合センターにおいて行う電気試験に関する事務について、近接照射イミュニティ試験、磁界イミュニティ試験及びレーザーパルス試験に係る電気試験手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 農林水産省令の一部改正により、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の対象施設に畜産用の車庫が追加されたことに伴い、車庫の敷地と道路との関係に関する制限を定めることとした。(第七条、第九条関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一三号)

一 国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表関係)

1 豚熱予防液管理手数料について、登録飼養衛生管理者が豚熱予防注射を行う

場合を対象に加えることとした。

2 豚熱予防液接種票交付手数料を新たに徴収することとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第一四号)

一 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県事務処理の特例に関する条例

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例

3 岐阜県土木関係手数料徴収条例

二 この条例は、令和五年五月二六日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 「建築基準法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 建築物容積率制限特例認定申請手数料及び高度地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料を新たに徴収することとした。

2 建築物高さ制限特例許可申請手数料について、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のための許可の申請に対する審査を対象に加えることとした。

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正に伴い、建築物の省エネ性能の認定等に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 簡易な方法により住宅の省エネ性能を評価する場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、性能向上計画認定申請手数料及び性能向上計画変更認定申請手数料の額を定めることとした。

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例中一は令和五年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 「道路交通法」の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料及び特定自動

運行計画変更許可申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第一七号)
一 県の組織再編に伴い、企画経済委員会の所管事項について「観光国際部」を加えることとした。(第二十一条関係)

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例(昭和三十九年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第二条の表岐阜県新型コロナウイルス感染症対策基金の項の次に次のように加える。

岐阜県職員退職手当基金	岐阜県職員退職手当条例(昭和三十八年岐阜県条例第四十一号)の規定に基づき退職手当の支給に必要な財源に充てるため	知事が定める額
-------------	---	---------

第二条の表岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金の項中「岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金」を「岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策等対策基金」に、「整備資金」を「整備」に改め、「並びに新型コロナウイルス感染症対策」の下に「及び経済対策」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く)の項中「四、三三六人」を「四、三七三人」に改め、同表学校の項中「五、四五五人」を「五、四二七人」に、「四、六七三人」を「四、六五二人」に改め、同表合計の項中「一四、三三五人」を「一四、三三四人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、八二二人」を「二一、九三三人」に、「二一、二二〇人」を「二一、三三五人」に改め、同表特別支援学校の項中「三三七人」を「三三九人」に、「三三〇人」を「三三二人」に改め、同表合計の項中「二一、九八〇人」を「二一、一〇三人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十部」を「十一部」に、「商工労働部」を「商工労働部 観光国際部」に改める。

第二条第七号二を削り、同条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 観光国際部

イ 観光の振興に関する事項

ロ 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三万円」を「六万円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第六十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

岐阜県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年岐阜県条例第四十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例の一部改正）

第一条 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表障害児入所給付費の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害福祉サービス料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部改正）

第二条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例（平成十五年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「に規定する厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第五号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項及び第五十四条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第七十九条の二中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 認定こども園は、子どもを通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を実行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子ども降車の際に限る。)を行わなければならない。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第八項」に改める。
附則第七項の表に次のように加える。

附則第七項	第七條第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

7 第七條第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者について、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

ては、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

7 第七条に次の一項を加える。
8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。
(安全計画の策定等)

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条

において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十五条の五中「及び第十条から第十二条まで」を、「第十条から第十二条まで及び第四十七条」に改める。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十七条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十五条中「第四十八条まで」を「第四十六条まで、第四十八条」に改める。
第七十二条の十一及び第八十条中「第三十九条の二」の下に、「第四十一条の二、第四十一条の三第一項」を加える。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十八条中「第四十五条まで」を「第四十三条まで、第四十五条」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「除く。」の下に「第十二条及び」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条の二 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。

以下この条及び次条第一項において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前

項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第九条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
第十二条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第十二条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条第二項中「に必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。
第七十三条の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。
第八十条に次の一項を加える。

4 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第八十五条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十五条に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第七項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第十二条の項を次のように改める。

第十二条第一項 利用者に対する支援の提供 及び	園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育(以下同じ。)) 並びに
-------------------------------	---

第十二条第一項の表第二十條第一項の項中「(満三歳未満の園児については、その保育(以下同じ。))」を削り、同表第四十九條の項中「園長」を「就学前の子ともに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長」に改め、同表第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設等」との下に「同条第二項中」を、「便所」との下に「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」とを加える。

附則第十二項中「前二項」を「附則第十項から第十二項まで」に、「又は知事」を「知事」に、「をもつて」を「又は看護師等をもつて」に、「並びに知事」を「知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 第四条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。))をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第四条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

施行期日

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「プザー等」という。))を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、プザー等の設置に代わる措置を講じて子ども所在の確認を行わなければならない。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。))第四十一条の三第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二及び第七十二条の四において準用する場合を含む。))の規定の適用については、指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援の事業を行う者、基準該当児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービスの事業を行う者及び基準該当放課後等デイサービス事業者(以下「指定児童発達支援事業者等」という。))において障害

児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者等は、プザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

4 第四条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第六条の第三第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、プザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。（安全計画の策定等に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十一条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の利用、設備及び運営等に関する基準を定める条例第三十八条の二（同条例第五十八条において準用する場合を含む。）及び新設備運営基準条例第六条の二（保育所に係る部分を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十三の項中「山県市」の下に「、飛驒市」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一十二の表九の項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次のように加える。

10	近接照射イミニティ試験	イ	一般機器規格	一件につき	一三、一一〇
		ロ	車載機器規格	一件につき	一五、九八〇
11	磁界イミニティ試験			一件につき	七、四二〇
12	レーダーパルス試験			一件につき	一六、四四〇

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条中「都市計画区域及び準都市計画区域内においては、」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

(自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限)

第七条 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものの敷地は、建築基準条例第八条本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、畜舎等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第八条 自動車車庫(二輪車車庫を除く。次条において同じ。)の用途に供する畜舎等(その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以内のものを除く。次条において同じ。)の敷地における自動車の出入口は、建築基準条例第十九条第一項本文及び第二項本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、知事が交通上及び安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第九条 自動車車庫の用途に供する畜舎等に設ける自動車の出入口は、建築基準条例第二十条第一項の規定に適合するものとしなければならない。

2 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、自動車の昇降設備を設けるものに係る自動車の出入口の前面は、建築基準条例第二十条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

第四条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第一項中「がけ」を「崖」に、「がけを」を「崖を」に、「がけ面」を「崖面」に改め、同条第二項中「がけ」を「崖」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「畜舎等」の下に「発酵槽等を除く。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(適用区域)
第三条 この条例中第六条から第九条までの規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表七の表五の項中「特定家畜伝染病防疫指針」の下に「以下この表において「豚熱防疫指針」といつ。」を、「いつ。」の下に「又は登録飼養衛生管理者(豚熱防疫指針に基づき知事が登録した飼養衛生管理者をいつ。))」を加え、同表に次のように加える。

六 豚熱防疫指針に基づき行う豚熱予防液接種票の交付	豚熱予防液接種票交付手数料	一通につき	六九〇
---------------------------	---------------	-------	-----

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

宅地完成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十の項中「宅地完成等規制法」を「宅地完成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地完成等規制法」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第六号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「宅地完成等規制法施行令」を「宅地完成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)第一条の規定による改正前の宅地完成等規制法施行令」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十三号を第二十一号とし、同項第二十四号中「宅地完成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第三十条の規定により」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十五号を第二十三号とし、同項市町村又は広域連合の欄中「第二十四号」を「第二十二号」に、「第二十五号」を「第二十三号」に改める。

(岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「は、」の下に「宅地完成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加える。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一九の表中「宅地完成等規制法」を「宅地完成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正

前の宅地完成等規制法」に改め、同表一の項中「宅地完成等規制法」を「宅地完成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地完成等規制法」に改め、同表三の項中「宅地完成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第三十条に規定する」を削る。

附則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表三の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項1イ及びロ中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同表四の項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同項備考中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同表十二の項の次に次のように加える。

十一の二 法	建築物	一件に	二七、〇〇〇
第五十二条	容積率	つき	
第六項第三号に規定する建築物の容積率に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	申請手数料		

別表第二二の表十八の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同表第二二三の項の次に次のように加える。

二十三の二 法第五十八 条第二項に 規定する高 度地区内に おける建築 物の高さに 係る制限の 特例の許可 の申請に対 する審査	高度地 区内建 築物高 さ制限 特例許 可申請 手数料	一件に つき	一六〇、〇〇〇
--	---	-----------	---------

別表第二十八の三の表一の項「住宅」の下に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。）第十条第二号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。」を加え、「三六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同項「水中」「上」を「へ」に改め、同項「中水」とし、「二をへ」とし、「八を水」とし、同項「口中」とし、同項「イ」の次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（イに掲げる住宅を除く。） 八 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ②及びロ ②に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの	一件につき	三六、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下 のもの	一件につき	一八、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下 のもの	一件につき	三四、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五 以下のもの	一件につき	四九、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五 十以下のもの	一件につき	七一、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以 下のもの	一件につき	一〇六、〇〇〇
申請戸数が百を超えるも の	一件につき	一六〇、〇〇〇	

別表第二十八の三の表二の項「住宅」の下に「省令第十条第二号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。」を加え、「一九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同項「水中」「上」を「へ」に改め、同項「中水」とし、「二をへ」とし、「八を水」とし、同項「口中」とし、同項「イ」の次に次のように加える。

下のもの	一件につき	一九、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以 下のもの	一件につき	一〇、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下 のもの	一件につき	一八、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下 のもの	一件につき	二七、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五 以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五 十以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以 下のもの	一件につき	八九、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以 下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百 以下のもの	一件につき	一六四、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるも の	一件につき	一八五、〇〇〇

ロ 一戸建ての住宅（イに掲げる住宅を除く。） 八 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ②及びロ ②に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの	一件につき	一九、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下 のもの	一件につき	一〇、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下 のもの	一件につき	一八、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五 以下のもの	一件につき	二七、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五 十以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以 下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
	申請戸数が百を超え二百以 下のもの	一件につき	八九、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百 以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるも の	一件につき	一六四、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるも の	一件につき	一八五、〇〇〇

別表第一十八の三の表備考第三号中「イの額の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、イ又は口の額の欄」を加え、「ニ又はホ」を「ハ又はト」に改め、同表備考第四号中「口の区分の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、同表備考第五号中「口の区分の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、「ニ又はホ」を「ハ又はト」に改める。

別表第一十八の四の表一の項1イ中「平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号」を削り、同表一の項2イ中「住宅」の下に「省令第十条第二号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。」を加え、「三六、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同項2ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同項2中ホをトとし、ニをトとし、ハをホとし、同項2ロ中「住戸部分」の下に「ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。」を加え、同項2中ロをニとし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅 (イに掲げる住宅を除く。)	一件につき	三六、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分(省令第十条 第二号イ ⁽²⁾ 及びロ ⁽²⁾ に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。)	一件につき	一八、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下 のもの	一件につき	三四、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下 のもの	一件につき	四九、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五 以下のもの	一件につき	七一、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五 十以下のもの	一件につき	一〇六、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以 下のもの	一件につき	一六〇、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以 下のもの	一件につき	二三八、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百 以下のもの	一件につき	二九五、〇〇〇

別表第一十八の四の表三の項2イ中「住宅」の下に「省令第十条第二号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。」を加え、「一九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同項2ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同項2中ホをトとし、ニをトとし、ハをホとし、同項2ロ中「住戸部分」の下に「ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。」を加え、同項2中ロをニとし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅 (イに掲げる住宅を除く。)	一件につき	一九、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分(省令第十条 第二号イ ⁽²⁾ 及びロ ⁽²⁾ に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。)	一件につき	一〇、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下 のもの	一件につき	一八、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下 のもの	一件につき	二七、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五 以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五 十以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以 下のもの	一件につき	八九、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以 下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百 以下のもの	一件につき	一六四、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるも の	一件につき	一八五、〇〇〇

別表第一十八の四の表四の項1中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同項2イ中「第一条第一項第二号イ⁽²⁾(i)」を「第一条第一項第二号イ⁽²⁾」に改め、同項2ハ中「第一条第一項第二号イ⁽²⁾(ii)」を「第一条第一項第二号イ⁽²⁾」に改め、同表備考第七号中「イの額の欄」の下に「2に掲げる場合にあつては、イ又は口の額の欄」を

申請戸数が三百を超えるも の	一件につき	三三六、〇〇〇
-------------------	-------	---------

加え、「二又はホ」を「ハ又はト」に改め、同表備考第八号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、同表備考第九号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、「二又はホ」を「ハ又はト」に改める。

附 則

この条例中別表第一十八の三の表の改正規定及び別表第一十八の四の表の改正規定は公布の日から、別表第二二の表の改正規定は令和五年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表九の項の次に次のように加える。

九の二 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	一件につき	七九、二〇〇
九の三 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	一件につき	七八、五〇〇

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表企画経済委員会の項中「商工労働部」の下に「観光国際部」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社